

(適用の範囲)

第 1 条 このホットスポットプリペイドカード利用規約(以下「規約」といいます。)は、当社が定めるポータブルIPサービス契約約款(以下「約款」といいます。)別記 17 の 3 (プリペイドカードの販売)に基づき当社が販売するプリペイドカード及び電子媒体にて販売する第 2 種ポータブルIPサービスに係る利用者識別符号等(以下「プリペイドID」といいます。)の利用及び販売に関する諸条件に適用します。

(準則)

第 2 条 この規約に定めのない事項については、約款に定めるところによります。

2 当社は、この規約を変更することがあります。この場合、プリペイドIDの利用及び販売に関する諸条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第 3 条 この規約で使用使用する用語の定義は、この規約中で定義されているものを除き、約款に規定する用語の定義に準じます。

(使用期限)

第 4 条 当社は、プリペイドIDごとに当社の提供するポータブルIPサービスを利用することのできる使用期限を定めます。

(プリペイドIDの交換)

第 5 条 当社は、プリペイドIDの交換はいたしません。

(転売又は譲渡の禁止)

第 6 条 当社が別に定めるプリペイドIDについては、当社が許可した場合を除き、第三者への転売又は譲渡を禁じます。

(第三者によるプリペイドIDの利用)

第 7 条 購入者は、そのプリペイドIDを自らの責任において管理し、使用するものとします。

2 当社は、プリペイドIDの紛失、第三者に対する漏洩その他第三者による不正使用等により生じた結果に関して、一切の責任を負いません。

(失効)

第 8 条 当社は、プリペイドIDについて不正利用の疑いが認められた場合には、当該プリペイドIDの利用を直ちに停止し、又は失効させる場合があります。

(換金)

第 9 条 当社は、プリペイドIDの換金はいりません。

(再発行等)

第 10 条 当社は、約款第 21 条の 3 の規定に該当する場合を除き、プリペイドIDの再発行は行いません。

2 前項の場合において、当社がプリペイドIDの再発行を行うときは、そのプリペイドIDに係る第 2 種ポータブルIPサービスを使用前の状態に戻すことにより対応する場合があります。

3 当社は、プリペイドIDの払戻しは行いません。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 当社は、プリペイドIDの販売にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について、購入者から請求があったときは、原則として開示をします。

3 購入者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

附 則

(実施期日)

この規約は、平成 14 年 12 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 11 月 1 日から実施します。